

旧香川県立体育館記録保存に係る建造物撮影委託業務仕様書

令和7年6月2日
香川県教育委員会事務局
生涯学習・文化財課

－ 目 次 －

1	業務名	－ 3 －
2	建造物概要	－ 3 －
3	履行期間	－ 3 －
4	業務の概要	－ 3 －
5	業務体制	－ 3 －
6	撮影の概要	－ 3 －
7	納品物品	－ 3 －
8	納品場所	－ 4 －
9	納品期限	－ 4 －
10	再委託の禁止	－ 4 －
11	著作権	－ 4 －
12	納入写真の使用について	－ 4 －
13	その他	－ 5 －
14	特記事項	－ 5 －

1. 業務名
旧香川県立体育館記録保存に係る建造物撮影委託業務

2. 建造物概要
 - ア 建物名称
旧香川県立体育館
 - イ 所在地
香川県高松市福岡町二丁目18番26号

3. 履行期間
契約日から令和8年3月31日まで

4. 業務の概要
 - ① 香川県立体育館（以下、旧体育館と言う。）の内外観を写真撮影し、写真データ、印画紙カラープリント、撮影情報がわかる資料を作成する。
 - ② 撮影カット数は内外観合わせて100カットとする。

5. 業務体制
業務は以下の要件を満たす者が行うものとする。
 - ① 撮影に必要な機材等は受託者が準備すること。撮影に用いるカメラ機材は2,400万画素以上の性能を有すること。
 - ② 撮影者は、大学の建築学系の学部・学科を卒業し、建築学に関する知識を有していること。
 - ③ 国指定及び地方指定文化財建造物等の保存修理工事や調査事業の撮影業務を受託し、過去10年間に10件以上の実績を有すること。

6. 撮影の概要
旧体育館内観撮影は、各諸室を撮影することとする。1～2階は常設の照明を点灯させることも可能であるが、光量が不足している場合は受託者が仮設の照明設備等を適宜手配、配置し、撮影する。外観撮影は敷地を含む撮影を実施し、建造物、外構の特徴を捉え撮影する。撮影期間は南北の池に設置されている落下防止対策フェンス撤去中に実施することとする。フェンスの撤去等は本業務には含まないため、発注者と協議の上、撮影日等は決定することとする。

7. 納品物品
 - ① 印画紙カラープリント（キャビネサイズ）別紙の一覧の項目ごとに各1枚

- ② 撮影した写真データ（SDカード等の記録媒体へ記録したもの）
- ③ プリントごとに撮影情報がわかる資料 1部

8. 納品場所

成果物は業務期間内に以下に記載する場所に納品すること

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課 文化財グループ

9. 納入期限

令和8年3月31日

10. 再委託の禁止

受託者は本業務の履行にあたっては、業務の全部または一部（主たる部分に限る。）を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が委託しようとする第三者の名称、業務の範囲、理由、その他県が必要とする事項について書面をもって県に申請し、県の書面による承認を得たときは、この限りでない。

受託者は、県の承認を得て、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

11. 著作権

- ① 写真の著作権は、受託者およびその著作権継承者が保有する。写真の使用に当たっては著作権及び著作者人格権に留意し、写真を使用する全ての媒体において著作者氏名を適切に表示する。
- ② クレジット表記は「(c)〇〇〇〇」または「撮影：〇〇〇〇/著作権所有」として著作権所有者を明確にする。
- ③ クレジットの表示方法は、写真内にクレジットを埋め込んだ画像もしくは写真外の直近にクレジットを表記することとする。

12. 納品写真の使用について

- ① 納品写真は、県が印刷物等へ使用する際には著作者氏名を記載する形で、受託者の事前色校正確認をすることなく、制限無く使用できることとする。ただし、トリミング等の加工が伴う場合には著作者と協議し、決定する。ただし、県が正式記録として報告書へ使用する際は受託者の色校正を事前に行い、その成果品を提供する。
- ② 発注者は、雑誌社等の専門誌を含む第三者からの写真使用希望の問合せについては、受託者へ連絡し、第三者の写真使用の問合せ対応や写真データ提供は受託者が行う。

- ③ 発注者から報道機関へ提供する画像は、受託者があらかじめ写真サイズを長辺実寸10cm以下で適切に表示できる画像を納品し、受託者の事前色校正無しで無償使用できることとする。
- ④ 報道機関が無償使用できる画像枚数については発注者と受託者間で協議の上決定する。

13. その他

- ① 撮影は発注者の指示に従い、建造物の価値を適切に表現できるよう配慮すること。
- ② 撮影期日については、発注者と受託者の両方が協議して決定する。なお、天候等の理由により変更の可能性もあるが、変更にかかる経費は計上しないものとする。
- ③ 撮影期間中の移動費及び宿泊費等の諸経費も本委託業務内に含めること。
- ④ 撮影方法、照明設備の設置、撮影構図等について、撮影前に発注者と受託者で協議の上、決定し協議内容に従い撮影すること。
- ⑤ 撮影は、写真1カットごとに構図や仕上がり写真のイメージ等を確認できるように対応し、発注者の承諾を得た後、撮影を行うこと。
- ⑥ 撮影するにあたり撤去が可能な物は、発注者の立会のもと撤去し、復旧する。
- ⑦ 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、発注者と受託者で協議を行う。

14. 特記事項

- ① 撮影内容については予定であり、天候の都合等により変更することがある。
- ② 第三者が写真を印刷物等で使用する際は、受託者による色校正作業を要する。ただし報道機関がニュースリリース写真を、紙面やインターネット画面上で使用する際は不要である。